

wide 軽自動車・バイクの登録、廃車、名義変更はお済みですか？



軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届出が必要です。
○取得した場合 15日以内 ○廃車した場合 30日以内
また、トラクターやコンバインの買い替えの場合も登録の変更手続きが必要です。
軽自動車税は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年**4月1日**を基準日として課税されます。まだ届出を済まされていない車両がありましたら、早急に手続きを行ってください。
なお、車種によって手続き場所や添付書類等が異なりますので、事前にご確認ください。

- 原動機付自転車** (125cc以下)
小型特殊自動車 (コンバイン・トラクター・フォークリフト等)
登録・廃車手続きは、申告書のほか次の添付書類等が必要です。

	添付書類等	手続場所
購入の場合 (中古車含む※1)	販売証明書、印鑑 (認印可)	税務課 ☎ 25-8116 各支所窓口
譲受の場合	譲渡証明書、廃車証明書、印鑑 (認印可)	
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート、印鑑 (認印可)	各支所窓口
上記届出を 代理人がする場合	上記に加え委任状 販売事業者等も委任状が必要※2	

※1 中古車両 (原動機付自転車・小型特殊自動車) の登録時に廃車証明書の添付が不要となりました。
※2 販売事業者の方が代理人となる場合においても委任状を添付してください。

- その他の車種**
その他の車種については、お問い合わせください。

車種	手続場所
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 ☎ 050 (5540) 2064
小型二輪 (251cc以上)	
軽三輪 軽四輪	軽自動車検査協会 守山市木浜町2298-3 ☎ 077 (585) 7103

軽自動車税の減免制度

心身に障がいのある方が所有または使用される軽自動車について一定の要件のもとで軽自動車税を減免する制度があります。
減免が受けられるのは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられ、定められた障がいの区分・程度に該当し、軽自動車の要件を満たしている方です。詳しくは、市のホームページをご覧ください。
なお、減免を受けられるのは、普通車・軽自動車を通じて1台のみです。自動車税の減免を受けられる場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

- ▼**軽自動車の要件**
4月1日現在で本人または生計を一にする方が所有している軽自動車。
※満18歳以上の身体障害者、戦傷病者の方については、所有者が本人であること。
- ▼**手続方法**
次の書類を市役所税務課へ提出 (提示) してください。
・身体障害者手帳 (または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
・運転免許証 (本人が運転しない場合は、常時介護される方の運転免許証が必要です)
・自動車検査証
・印鑑 (認印可)
・減免申請書 (税務課にあります)
- ▼**提出期間** 4月1日 (金) ~ 4月25日 (月)

障害の区分	運転する人が身体障害者本人		運転する人が同一生計者または常時介護者
	身体障害者	療育手帳	
視覚障害	1級~4級		
聴覚障害	2級・3級		
平衡機能障害	3級		
音声機能障害	3級 (喉頭責任者のみ)	—	
上肢不自由	1級・2級		
下肢不自由	1級~6級	1級~3級	
体幹不自由	1級~3級・5級	1級~3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級~6級	1級~3級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸機能障害	1級・3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級~3級		
肝臓機能障害	1級~3級		
知的障害者	療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方		
戦傷病者	※税務課へお問い合わせください。		

※初めて減免申請をされる方・各種手帳の再交付を受けられた方は、市役所税務課へお越しください。

税務課 ☎(25) 8116

収集曜日一覧 (平成23年4月1日~)

	マキノ・今津	安曇川・高島	新旭・朽木
燃やせるごみ	月・木曜日	火・金曜日	水・土曜日
燃えないごみA類	第3土曜日	第1土曜日	第2月曜日
燃えないごみB類	第4土曜日	第2土曜日	第4月曜日
缶	第2・4火曜日	第1・3木曜日	第2・4金曜日
ペットボトル	第1・3水曜日	第2・4水曜日	第1・3月曜日
びん	第1・3火曜日	第2・4木曜日	第1・3金曜日
古紙類 (拠点回収)	第2・4金曜日	第2・4月曜日	第2・4木曜日

ごみの収集は、合併後も旧町村ごとに行ってきたましたが、このたび収集体制を見直し、高島市全域で収集曜日を変更します。また、この変更に伴い、次のことも変わります。

ごみの収集曜日が、4月1日から変わります



- 朝8時から収集を開始します。
朝8時までに申し込んでください。
- 原則として集積所の燃やせるごみは午後1時までにはなくなるようにしますので、収集後はごみを出さないでください。(ごみの量により遅れることもあります。)
- 祝祭日も休まず収集します。
12月31日から1月3日までの収集は休みます。
- 年末年始の特別収集は行いません。
年末の掃除は早目にとりかから、計画的にごみを出してください。
※詳しくは、3月中旬ごろにお配りする「高島市ごみカレンダー」および「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。



収集体制の見直しにより、皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
環境政策課 ☎(25) 81203



意見書の審議風景

高島市農業委員会、国会と政府に、TPP交渉不参加を求める意見書提出

高島市農業委員会では、1月14日開催の第1回総会において「環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 交渉に関する意見書 (案)」を可決し、1月17日付けで衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に提出しました。

提出した意見書の要旨は、次のとおりです。また、高島市のホームページに、意見書の全文を掲載しています。

- 「意見書の要旨」
1. わが国の総合的な国益とならない、例外なき関税撤廃を原則とするTPPへの参加には断固反対であり、参加交渉等は絶対行わないこと。
 2. EPA、FTA交渉に当たっては、平成22年3月に食料・農業・農村基本計画として閣議決定した「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないこと」を基本に取り組み」とした従来の方針を堅持すること。また、WTO農業交渉については「多様な農業の共存」との基本理念を保持すること。
 3. わが国はすでに世界有数の食料輸入国であること、これ以上の食料輸入の拡大は、国民の食料安全保障の観点からも危険な状況となることについて、経済界等を含め、広く国民理解を促進すること。

農業委員会事務局 ☎(25) 8513